

平成25年度畜産業振興事業等の公募について

1 公募の実施について

畜産業振興事業の事業実施主体について、より公平性、透明性が確保された選定過程を経たものとすべく、平成20年度から公募制を導入した。

- ・ ソフト事業については、事業実施主体である応募団体を原則として公募することとしたところ。
- ・ 具体的な公募の手法については、農林水産省を参考に、補助事業に係る第三者委員会のご意見を踏まえつつ、機構が公募要領を定めることとしたところ。

25年度公募対象事業の一覧

- 1 肉用牛肥育経営安定特別対策事業
- 2 酪農経営安定対策補完事業
- 3 酪農生産基盤回復緊急支援事業
- 4 肉用牛経営安定対策補完事業
- 5 食肉流通改善合理化支援事業
- 6 国産畜産物安心確保等支援事業
- 7 畜産副産物適正処分等推進事業

学校給食用牛乳供給事業

このほか、25年度に実施する畜産業振興事業のうち、24年度補正予算関係事業として実施する4事業についても、事業実施主体候補者を公募で選定。

- 1 飼料自給力強化支援事業
- 2 生乳需要基盤強化対策事業
- 3 畜産経営力向上緊急支援リース事業
- 4 畜産特別支援資金融通事業

2 具体的内容

(1) 公募の手順

① 公募日程

- ・ 国の方針(畜産・酪農関係事業等)の決定を踏まえ、機構は速やかに「公募要領」を制定のうえ、事業実施主体候補者を公募する。
- ・ 公募はインターネット等を活用し、広く周知を行う。
- ・ 公募の公平性確保の観点から、事前の周知に努めるとともに、十分な公募期間を設ける。
- ・ 年度途中において追加の公募を実施する場合も、同様の手順とする。(24年度補正予算関係事業は、1月18日～2月1日を公募期間に設定)

② 審査委員会の設置、審査

- ・ 国の農業競争力強化対策民間団体事業にならい、外部委員及び機構職員からなる「審査委員会」を機構に設置。
- ・ 審査委員会は、各公募事業について審査を行い、その結果を機構理事長へ報告する。
- ・ 機構理事長は、事業実施主体候補者を最終決定し、候補者から別途提出される交付申請書を審査の上、補助金の交付を決定する。

畜産業振興事業における事業実施主体候補者の選定の流れ

【農林水産省】

1月29日

【機構】

2月14日～
3月13日

3月28日

畜産・酪農関係事業の決
定(農林水産省)

公募要領の制定

公 募

審査委員会による審査

事業実施主体候補者の
決定、結果の通知

事業実施主体候補者か
ら交付申請書の提出

(以下、適正化法に基づく手続き)

(2)公募の対象等

① 公募対象事業

畜産業振興事業の内容、事業実施主体が国の事業と同様に多岐にわたっているため、事業の執行方式については、農林水産省が定めている「民間団体を補助対象とする事業の執行方法について」に準ずる。

また、継続実施中の基金事業・奨励金事業等については、現行の事業実施期間終了後に事業実施主体の公募制を導入する。

公募する事業の内容等については、国が企画・立案した事業の目的、内容等を踏まえて決定し、公募要領に具体的に明記する。

② その他

事業実施期間が複数年にわたる事業については、事業内容の大きな変更がなければ、原則として同一の事業実施主体が継続して実施する。(事業の創設年度に事業実施主体候補者を公募)

また、疾病の発生及び経済情勢等の急激な変化に対応する緊急対策事業については、公募によらず事業実施主体を特定して実施することができる。

(参考)農林水産省の基準

民間団体を対象とする補助事業の執行方式について

(1) 原則として公募方式とする。

なお、公募により事業実施主体を決定するに当たっては、担当部局に第三者委員会(選定審査委員会(仮称))を設け、同委員会による審査を経るものとする。

(2) 公募方式によりがたい以下の事業については、団体を特定した補助事業方式を採用することができるものとする。

① 法令により事業実施主体が特定されている補助事業

② 特定の継続的な政策を実施するために設立された法人(法人格なき団体を含む。以下同じ。)に対して、当該政策を実施するために必要な経費を交付する補助事業

③ 一定の地域的なまとまりをもって事業が実施されることが、補助目的を達成する上で不可欠な補助事業であり、当該地域内において当該事業を実施可能な法人が複数存在することは、事業の性格、又は要件上あり得ない補助事業

④ 次のすべての要件に該当することが明らかな補助事業

ア 営利を目的とする法人が実施することが、著しく公益性を損ない、事業の円滑な推進に支障をきたすこと

イ 交付先が法人格を有していること

ウ 他の法人には、定款その他の規定上、当該事業を行う権能が与えられていないこと

(3) 審査の手順等

① 審査の観点

審査委員会は、応募団体について、原則として、以下の観点から事業実施主体候補者としての適格性を審査する。

- 1) 事業内容の妥当性
- 2) 事業執行方法の妥当性
- 3) 事業実施計画の妥当性、効率性
- 4) 組織としての事業実施能力
- 5) 事業実施に当たっての管理、人員体制

② 審査の実施

審査の過程は非公開とし、応募団体から提出された申請書に基づき行うほか、必要に応じて応募団体からのヒアリングを実施する。

その他審査に当たって必要となる詳細事項は、審査委員会の意見を聴いて定める。

③ その他

- ・ 公募期間内に応募団体が現れない等の場合は、再度追加的に公募する。それでも事業実施主体候補者が決められない場合は、審査委員会に相談の上、機構理事長が決定することとする。

(4) 公募要領に定める内容

公募要領には、右記の事項を定めている。

公募要領に定める事項

- ① 応募対象事業
- ② 応募団体の要件
- ③ 補助金の予定額、補助率
- ④ 事業実施期間
- ⑤ 補助対象経費の範囲
- ⑥ 事業実施主体候補者の選定
(審査の方法・手順、審査の観点等)
- ⑦ 補助事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等
- ⑧ 事業実施主体の責務等(経理管理、評価等)
- ⑨ 応募手続き
- ⑩ 別表(応募対象事業の内容等)
- ⑪ 応募書の様式